

「森林組合の今後の経営基盤の強化」について
－林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けて－
とりまとめ（案）

令和元年11月
林野庁

森林組合の今後の経営基盤の強化について（とりまとめ案）

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている中で、近年においては、森林経営管理制度の創設、国有林野管理経営法の改正、森林環境譲与税・森林環境税の創設といった改革を実施してきた。地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、求められる役割を確実に果たしていくため、自らの将来の姿についてのビジョンを持った上で、森林経営管理制度に基づく経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、これらを通じた山元への一層の利益還元を進めていく必要がある。

このため、全ての森林組合が健全な経営を実現し、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」としての役割を果たすことができるよう、その経営基盤の強化に向けた取組の活性化を図ることとし、以下の方向で法律案及び関連施策を検討する。

1. 森林組合とその組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ地域の再造林・間伐等の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることが必要であり、合併に加え、会社法等を参考にしつつ、森林組合系統における**事業ごとの連携強化が可能となるような枠組みを選択肢とできるよう用意する。**

<想定しうる連携手法>

- (1) 事業譲渡（組合又は連合会の事業の全部又は一部を他の組合又は連合会に譲渡するもの）
- (2) 吸収分割（組合又は連合会の事業を分割して他の組合又は連合会に承継するもの）
- (3) 新設分割（2以上の組合又は連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する連合会に承継するもの）

2. 森林組合の事業や経営に後継者世代や女性の参画を促進するため、森林組合法の組合員資格に係る同一世帯要件を緩和する。
3. 山元への一層の利益還元に向けて理事会運営を活性化するため、
 - (1) 理事会の構成における年齢や性別への配慮に加え、
 - (2) 販売や法人の経営に関し実践的な能力のある理事(1名以上)を配置すべきとすることにより能力のある理事の確保・育成を促進するとともに、
 - (3) 事業運営に当たっては、森林の公益的機能の維持増進と併せ、山元への利益還元を図ることを法律に明記する。
4. 上記の制度改正に加え、林業成長産業化と森林資源の適切な管理を図るため、間伐・再造林や林道など森林整備、治山対策、高性能林業機械の導入、スマート林業、林業経営を担う人材育成、林業従事者の確保・育成・労働環境の改善等に係る予算の充実を図る。
5. さらに、今般の議論を踏まえ、再来年5～6月頃に改定する予定である森林・林業基本計画の策定作業を来年度から行い、この中で、今後の森林・林業・木材産業の目指すべき姿について、近年の情勢変化を踏まえつつ改めて検討することとする。

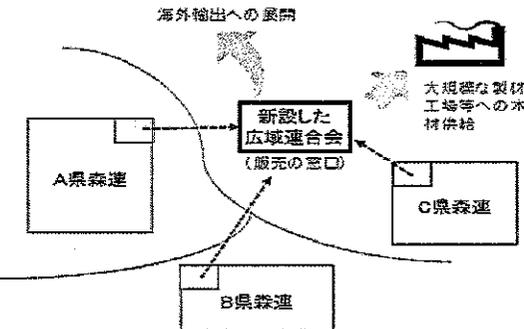
林業成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた森林組合の経営基盤の強化

○ 森林組合系統における経営基盤強化の取組の活性化に向けた**制度面での対応と併せ、予算面での支援や運用面での積極的な指導等を行うことにより、経営の健全化や事業収益の拡大を推進し、森林組合系統の発展を図ることとする。**

【制度改正】

- ・森林組合とその組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ、販売事業を中心に経営基盤の強化を図るため、合併に加え、森林組合系統における事業ごとの連携強化が可能となるような枠組みを選択肢とできるよう留意
- ・組合運営の活性化を図るため、後継者世代や女性の参画及び能力等ある理事の配置を促進

イメージ（複数の県森連が新設分割を行う場合）



【今後想定される事業機会の拡大】

- ・森林所有者自ら手入れできない森林についての整備進展（森林経営管理制度の開始）
- ・木材需要の拡大による林産需要の拡大
- ・主伐後の再生林による新植・保育の増加

【予算面での支援】

- ・林業成長産業化総合対策（高性能林業機械の導入、林業経営を担う人材育成、サプライチェーンマネジメントの推進や外部人材との連携等マーケティング支援等）や「緑の人づくり」総合支援対策、間伐・再生林や林道など森林整備、等

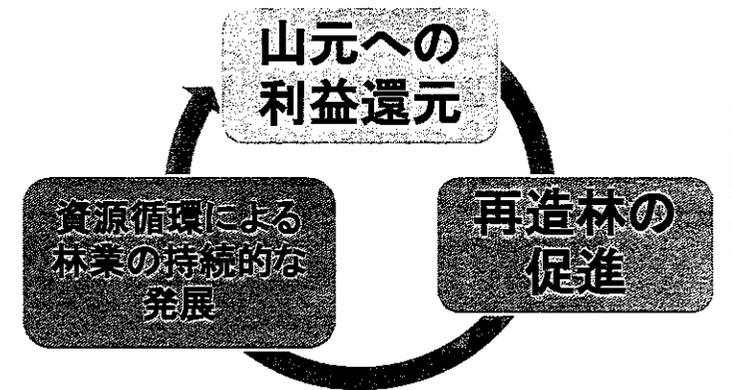
【効果】

- ・森林組合の経営基盤の強化に向けた取組の活性化
- ・川下への安定供給による販路の開拓や需要先の拡大による山元への利益還元強化

森林組合の将来像（10年後の姿）

○ **全ての森林組合が健全な経営を実現し、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」としての役割を果たす。**（具体的な組織の姿については、森林組合系統自らが将来の系統の姿についてのビジョンを持った上で自らの組織運動として全国展開）

○ 複数の森林組合や連合会が連携し、大型製材工場等の大口需要にも対応できる販売体制が実現 <全国で5～10事例>



林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるための施策

川上

川中

川下

林業成長産業化

森林資源の適切な管理

取組方向

- 森林経営の集積・集約化による原木生産の拡大と低コスト化

具体施策

- 森林経営管理法による集積・集約化、林地台帳の整備
- 重点的な路網整備、再造林、高性能林業機械の導入



長期・安定的な国有林材の供給

国有林野の管理による公益的機能の発揮

「意欲と能力のある林業経営者」*の育成

※森林組合(民有林面積の7割^注)、
素材生産業者、自伐林家等

- 全ての森林組合が健全な経営を実現し、意欲と能力のある林業経営者としての役割を果たせるよう、経営基盤強化の取組を活性化(法改正)
- 緑の雇用事業等による林業労働力の確保・育成

取組方向

- 山地災害の復旧・予防、間伐、再造林の着実な実施等による森林の公益的機能の発揮

具体施策

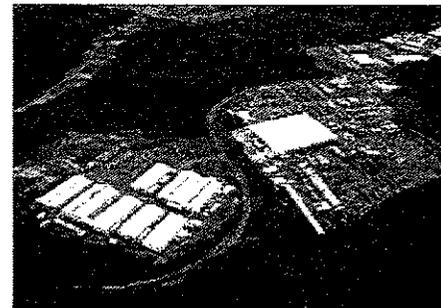
- 国土強靱化対策の推進
- 森林環境譲与税による条件不利地等での森林整備

取組方向

- 木材製品の生産性向上、生産・流通コストの低減

具体施策

- 製材・合板工場等の施設整備(大規模化、高効率化)



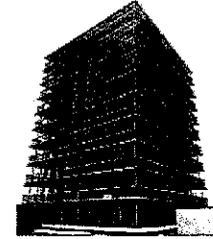
集材・製材工場の大規模化、高効率化

取組方向

- 非住宅分野など新たな木材需要創出

具体施策

- 低層建築物を中心にJAS構造材の利用拡大
- 中高層建築物を中心にCLT耐火部材等の開発・普及
- 公共建築物における木材利用の促進
- 高付加価値な木材製品の輸出
- 効率的なサプライチェーンの構築など生産流通構造改革の推進



公共施設、中高層ビルの木造化

森林の公益的機能の発揮と国民への裨益

注: 組合員所有森林面積は1,064万haあり、民有林(都道府県有林を除く。)の7割を占める。